官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○畳表の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（農林水産一〇〇）　一
〔その他告示〕
○一般社団法人日本セキュリティ協会から講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（国家公安委二）　一
○キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八）　二
○ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同三九、四〇）　二
○フィジー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四一、四二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇一～一〇七）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇八～一一二）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一一三～一二四）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業六）　六
○都市計画に関する件（国土交通二五三）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛三七）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一九）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新をした件（同二〇）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局四、五）　八
○道路に関する件（中国地方整備局九、一〇）　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　九
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

法規的告示

○**農林水産省告示第百号**

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、畳表の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十三年農林水産省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正し、公示の日から施行する。

令和八年二月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○**国家公安委員会告示第二号**

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した一般社団法人日本セキュリティ協会から講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月五日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

一　講習会を行う事務所の所在地

㈠　変更前　東京都千代田区内神田一丁目九番十二号興亜第二ビル二階

㈡　変更後　東京都台東区東上野三丁目十三番五号深谷ビル三〇二

二　変更年月日　令和七年十二月一日

○**外務省告示第三十八号**

令和七年十二月十七日にタラワで、キリバス共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキリバス共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の額　四億円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日本側　鈴木秀幸在キリバス臨時代理大使

キリバス側　テケーウア・タラシ　インフラ・持続可能エネルギー大臣

令和八年二月五日

外務大臣　茂木　敏充